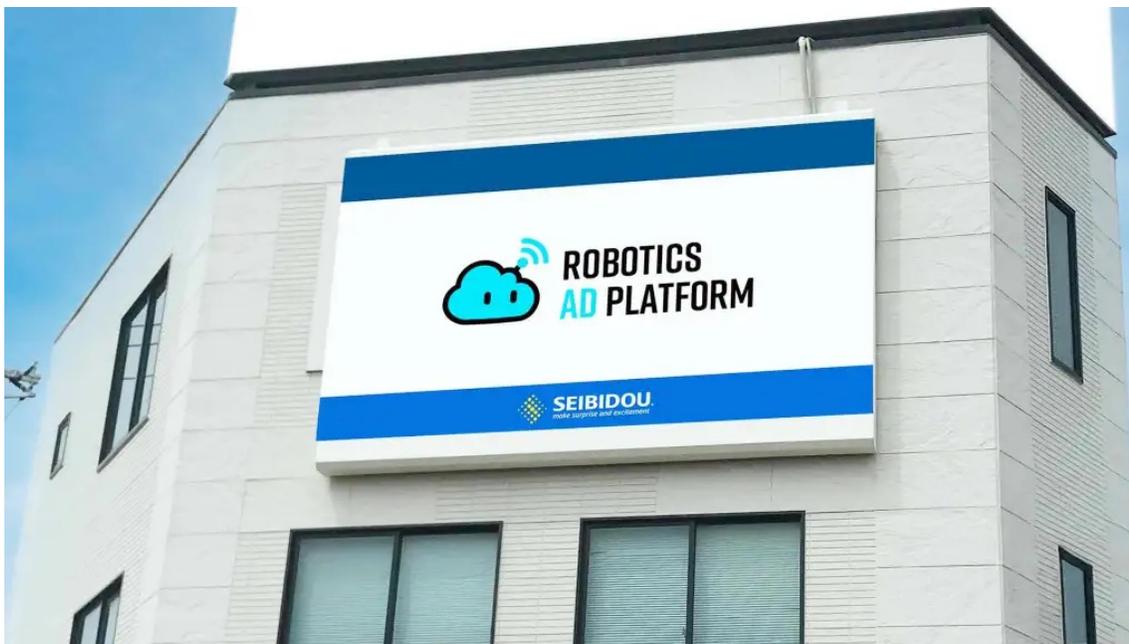


SEIBIDOUデジタルサイネージ  
媒体のご案内

まちなびじょん

<b>Media Overview</b>	<b>P03</b>
メディア概要	
<b>Area</b>	<b>P05</b>
設置エリア	
<b>Regulation</b>	<b>P06</b>
入稿規定	
<b>Advertising Rates</b>	<b>P07</b>
料金	
<b>Application Flow</b>	<b>P09</b>
お申込み手順	
<b>Advertisement Regulations</b>	<b>P10</b>
広告掲載規定	
<b>AD Review Policy</b>	<b>P11</b>
広告審査ポリシー	

地域ナンバー1の交通量で国道沿いに面した好立地。さらに、交差点にも面して信号待ちや、近くのショッピングセンターへの往来で高い宣伝効果が見込めます。



市役所や警察署とも連携し、地域の広告媒体としても活用されています。特に鹿島アントラーズの試合開催時には交通量が大幅に増加するため、県外からの来訪者に対して高い宣伝効果が期待できます。

設置場所	茨城県鹿嶋市宮中318-6
カテゴリ	DOOH屋外ビジョン
サイネージ台数	横型：1台
月間交通量	—
顧客情報	車を利用する幅広い年齢層

月間交通量  
約**18万人**  
10～50代  
約**7万人／月**



周辺情報 サークュレーション

6,132人／日  
1日の平均

6,654人／日  
土曜日の平均

2.3万人／月  
10～30代



- ・多様な年齢層
- ・近隣ショッピングモール
- ・通勤での往来など



- ・イオン鹿島店
- ・スターバックス鹿島店
- ・マクドナルド

## 基本情報

住所 設置	茨城県鹿嶋市宮中318-6 国道124号沿い隣接、屋外大型ビジョン。
時間	06:00～24:00 (18時間)
サイズ	W1,152×H640ピクセル (16:9)
音声素材	無し

## 【データ】

地域最大級のショッピングモール付近の好立地  
大きさ：W4,500mm×H2,500mm (筐体部分は除く)

## 【放映概要】

放映時間：06:00～24:00 (18時間)  
※直射日光の当たる条件下でも見やすい高輝度LEDビジョンを採用。



地域最大級のショッピングモール付近の好立地。近隣で一番交通量の多い国道124号沿いに隣接。

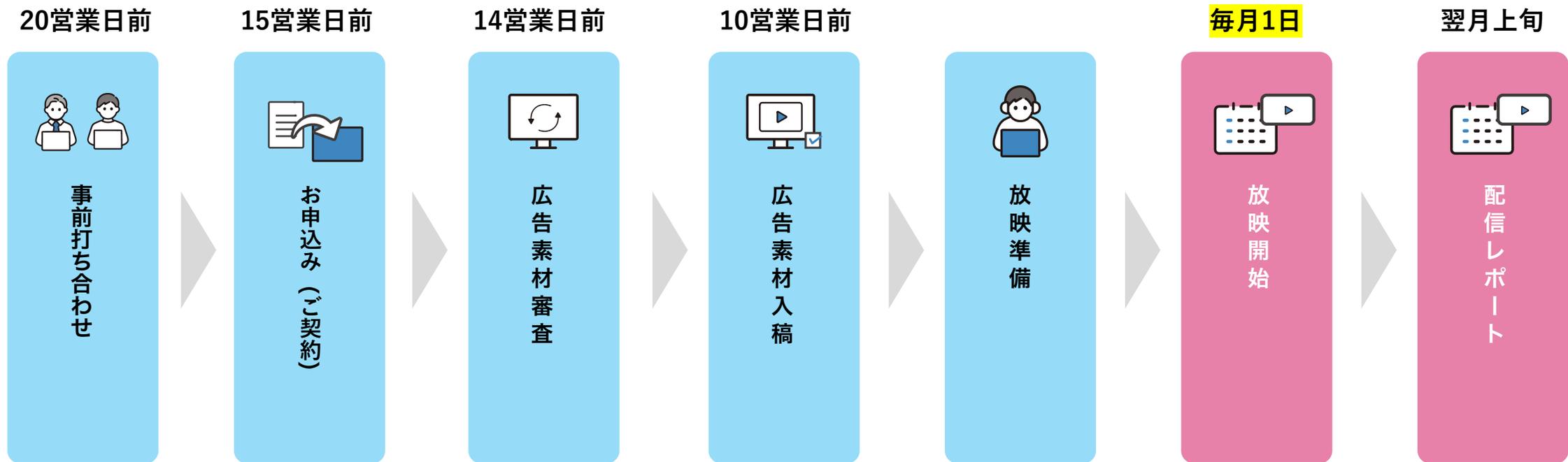
動画	データ形式	MP4	
	解像度	横	16:9 1920×1080px
		縦	
	コーデック	H.264	
	ファイルサイズ	100BM未満	
	音声	AAC※設定をOFFにする	
	音量ピーク値	—	
	ビットレート	10Mbps未満推奨	
	静止画	データ形式	JPEG (RGB)

広告媒体ラインナップ・料金

プラン	配信メニュー	合計金額	月額	配信期間	配信台数	想定利用回数 (≒リーチ数)
通常A	15秒×12回/時間	¥30,000	—	1ヶ月	1台	—
通常B	15秒×24回/時間	¥60,000	—	1ヶ月	1台	—
3ヶ月	15秒×12回/時間	¥90,000	—	3ヶ月	1台	—
深夜	15秒×24回/時間	¥10,000	—	1ヶ月	1台	—

- ★そのほかにも30秒や60秒の広告、長期放映にも対応可能です。詳しくはお問い合わせください。
- ★1時間当たりの放映本数の増加や、長尺動画素材の放映も可能です。料金は改めて御見積しますのでご相談ください。
- ★放映期間内に意匠原稿の差替を希望される場合は、差替手数料が別途発生します。

～事前打ち合わせ・お申込みから放映まで～



事前にお客様の業種、  
広告内容と空き枠状  
況の確認をさせてい  
たきます。

プロモーション  
情報入力など

広告掲載基準に  
準じて広告審査  
を行います。

配信終了後、期間、  
配信時間、配信回数  
のレポートを提出い  
たします。

※捕捉事項

- ・再生回数に沿った請求になるため放映回数の保証はできません。
- ・広告審査は弊社既定のコンプライアンスに対応した標準規定に加えて媒体側の規定審査も必要になります。

## 広告を掲載する上でご注意頂く内容

### 第1条 趣旨

この基準は株式会社セイビidouが広告掲載規定を基準として定めるものであり、デジタルサイネージへの広告（掲出を含む。以下同じ。）の可否は、この基準に基づき判断を行うものとします。

### 第2条 広告掲載全般に関する基本的な考え方

デジタルサイネージに掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、広告内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を持てるものでなければならないものとします。

### 第3条 広告主

1. 広告主は法人であること。また当該法人の特別利害関係者、役員（役員持株会を含む）、その他配偶者及び二親等内の血族、これらのものより議決権の過半数が所有されている会社並びに関係会社及びその役員（以下同じ）をいう。当該法人の重要な使用人、主要な株主若しくは取引先等が反社会的勢力（暴力団・暴力団員・暴力団準構成員・暴力団関係企業・総会屋・社会運動等標榜ゴロ・特殊知能暴力集団・これらに準ずるもの）でないことが判明したとき、または当該法人、その特別利害関係者、その重要な使用人、主要な株主若しくは取引先等と反社会的勢力との関与がないことを条件とします。

2. 広告主の経営状態、若しくは上記前項に配信する事由に該当するおそれがある場合は、事前にお断り若しくは途中で掲載を中断する場合があります。

3. 当社及びロケーションオーナーの判断により、掲載を事前にお断り若しくは請けた広告掲載を事後にお断りする場合があります。

### 第4条 広告表現・内容

次の各号に定めるデジタルサイネージ広告は、当社において修正を行うか、掲載を行わないものとします。

- 1.① 日本国の憲法・法律・政令・省令・条例・関係諸法規に反するもの
- 2.② 広告に責任所在が明確でないもの
- 3.③ 各種業界団体の定める公正競争規約・自主規制基準等に反するもの
- 4.④ 犯罪行為を誘引に結びつくもの
- 5.⑤ 暴力、とばく、麻薬、売春等の違法行為を肯定・美化するもの
- 6.⑥ 性に関する表現で、猥褻性があり、視聴者に困惑、嫌悪感を抱かせるものやセクシャル・ハラスメントを誘発するおそれのあるもの
- 7.⑦ 公序良俗に反しているもの
- 8.⑧ 第三者の財産、プライバシーを侵害するもの
- 9.⑨ 第三者に不利益を与えるもの
- 10.⑩ 第三者を誹謗中傷しているもの
- 11.⑪ 内外の国家、民族等の尊厳を傷つけるおそれのあるもの
- 12.⑫ 人種、信条、性別、職業、境遇等による差別的表現が含まれているもの
- 13.⑬ 氏名、肖像、写真、談話及び商標、著作物等無断で使用したもの
- 14.⑭ 心身障害に悩む人々の感情を刺激するおそれのあるもの
- 15.⑮ 医薬品、化粧品等において、効果、効能等が厚生労働大臣の承認する範囲を逸脱しているもの
- 16.⑯ 投機、射幸心を著しくおこるもの
- 17.⑰ 利殖を約束し、出資を求めるもの
- 18.⑱ 醜悪、残酷、猟奇的で不快感を与えるおそれのあるもの
- 19.⑲ 非科学的又は迷信に類するもので利用者を迷わせたり、不安をあたえるおそれのあるもの
- 20.⑳ 詐欺的な、いわゆる悪徳商法とみなされるもの
- 21.㉑ 児童及び青少年の人格形成に悪影響をあたえるおそれのあるもの
- 22.㉒ 未成年者の喫煙、飲酒等を肯定するもの
- 23.㉓ 事実に基づき公正でないおそれとみなされたり、誇張されたり、過大評価されているもの
- 24.㉔ 虚偽、誇大な表現により誤認を与え、利用者に不利益を及ぼすもの
- 25.㉕ 宗教については他宗・他派を誹謗中傷しているもの、また特定宗教の勧誘や寄付の募集を行なうもの
- 26.㉖ 利用者が通常感知し得ない方法によって、メッセージの伝達を意図するもの（サブミナル的手法や暗号等）
- 27.㉗ ハレーション等の画像で利用者に身体上の不快感を与えるおそれのあるもの
- 28.㉘ 係争中の問題に関して一方的な主張をしているもの
- 29.㉙ 個人的売名を目的としたもの
- 30.㉚ 報道されて事実確定した事柄を否定しているもの
- 31.㉛ 最大級又はこれに類する表現をしているもの（但し事前に客観的な根拠を示した場合はこの限りではない）
- 32.㉜ 許可・認可を要する業種で許可・認可を取得していない広告主のもの
- 33.㉝ 当社若しくは第三者の業務運営を妨害すると判断したもの
- 34.㉞ 著作権、肖像権、その他第三者の権利を侵害する恐れのあるもの
- 35.㉟ 当社及び当社媒体の信用、評判を著しく低下させる恐れのあるもの
- 36.㊱ 著作権、肖像権、その他第三者の権利を侵害する恐れのあるもの
- 37.㊲ その他当社が不適切と判断する内容

### 第5条 広告掲載不可の業種及び事業者

次の各号に定める業種及び事業者はデジタルサイネージ広告掲載ができないものとします。

- 1.① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年7月10日法律第122号）で、風俗営業と規定される業種
- 2.② 風俗営業類似の業種
- 3.③ キャンブルに関する業種（但し、公営及び宝くじに係るものを除く）
- 4.④ 法律に定めのない医療類似行為を行う施設（美容整形等）
- 5.⑤ 興信所・探偵事務所等
- 6.⑥ 特定商取引に関する法律（昭和51年6月4日法律第57号）で連鎖販売取引と規定される業種
- 7.⑦ その他、社会問題を起こしている業種及び事業者

### 第6条 事前確認を必要とする業種

次の各号に定める業種は出デジタルサイネージ広告掲載前に事前確認が必要とします。

- 1.① ロケーションオーナー/テナントが同じ業種で且つ直接的競合関係とみなされる企業
- 2.② 風俗営業法の規制対象となる業種（遊技場等）
- 3.③ 宗教、政党、政治団体等（公的機関は除く）
- 4.④ 青少年育成保護の観点から問題のある広告
- 5.⑤ 商品先物取引等リスクを伴う投資を訴求する広告
- 6.⑥ 健康食品
- 7.⑦ 害虫駆除、産廃物処理、し尿処理等に関連する業種
- 8.⑧ 仏壇、仏具、葬儀場、墓地霊園等に関連する業種
- 9.⑨ 結婚相談所、交際紹介業等の業種
- 10.⑩ 消費者金融・クレジットに関する業種（銀行系）
- 11.⑪ アルコール飲料関連業種

### その他表現等

#### 1. ショップ・通信販売広告

1. ショップ・通信販売の広告或いは販売手法に対して、利用者及び機関からクレームの入る危険性があると判断した場合、或いはクレームがあった場合、その他事実関係が判明するまで広告掲載をお断りする場合があります。

#### 2. 求人広告

1. 求人広告については製品広告、販促広告とは異なり、労働基準法、職業安定法等の関係法令を遵守してください。

#### 3. 医薬品、医療部外品、化粧品、健康食品、医療用具等の広告について

1. 医薬品、医療部外品、化粧品、健康食品、医療用具等の広告については、薬事法第66、67、68条及び医薬品等適正広告基準に準じたものとします。

2. その他何らかのクレームがあった場合は掲載をお断りする場合があります。

#### 4. たばこ製造・販売業者

1. 「喫煙マナー向上のための広告」については認めず

#### 5. アルコール飲料

1. 未成年者の飲酒禁止の文言を明示する

2. 過度な飲酒を誘発するような表現の禁止

#### 6. その他商品の広告

以下に関連する商品については広告掲載をお断り致します

1. ア. スタンガン、催眠スプレー、護身用の武器や青少年に悪影響を及ぼす可能性がある商品

2. イ. 金融関係の会社でなく、金銭の貸借、博打性のある内容の広告

3. ウ. その他、第三者より合理的な理由に伴った何らかのクレームがあった場合

#### 7. その他

1. ア. 表現やその他の掲載業種等については、各地方自治体の広告掲載基準を参照ください。

広告掲載規約は予告なしに、追加、変更することがあります。規約に接触する可能性がある場合は、必ず当社に確認の程お願い致します。

## はじめに

セイビドゥ広告審査ポリシー（以下「本ポリシー」といいます）は、株式会社セイビドゥ（以下「当社」といいます）がお客様に対し広告（以下「本サービス」）を提供するにあたり、お客様に円滑にご利用いただくことを目的として定めるものです。本ポリシーは、本サービスで掲載される広告（当社が提携する第三者の広告枠で掲載される広告も含まれます）全ての内容に適用されます。

本サービスで掲載される広告は、各種法令、業界が定める自主基準やルールを遵守する必要があります。また、広告審査については、掲載前後にかかわらず、当社ルールに則り行います。そのため本ガイドラインに抵触したと当社で判断した際は掲載内容の修正・削除、掲載停止、本サービスの提供停止等の対応を行う場合があります。ご一読、ご理解の上、掲載をお願いします。

本ポリシーに定めがない場合、広告掲載規定（以下「広告規定」といいます）が適用されるものとし、本ポリシーの定めが利用規約の定めと矛盾もしくは抵触する場合、本ポリシーが優先して適用されるものとします。

なお、本ポリシーの記載内容は社会情勢や関係法令の改正等により変更されることがあります。あらかじめご了承ください。

## サービスポリシー

本サービスは、様々な年齢層のユーザーに対して広告掲載を行います。そのため、当社は本サービスで掲載される広告（当社が提携する第三者の広告枠で配信される広告も含まれます）について「情報の受け手（ユーザー）がどう思うか」「ユーザーが必要とする情報か」「すべてのユーザーが安心・安全に利用できているか」様々な視点で捉え受け手と利用者の架け橋になっているかという点を重視しています。

## 広告アカウント

広告アカウントの開設審査は、当社が独自に定める基準により行うものとし、基準を満たしていないと判断した場合は、当社の裁量により、広告アカウントの開設をお断りする場合があります。

### 広告アカウント開設にあたっては以下の基準により総合的に判断します。

- ユーザーの不利益につながる可能性はないか
- 法令に抵触する可能性はないか
- 広告規定に抵触していないか、あるいは抵触する恐れはないか
- 当社が独自に定める審査基準を満たしているか
- 当社の事業へ悪影響を及ぼす、あるいは当社の信用を損なうものでないか

なお、当社は申込者に対し、審査結果およびその理由について説明する義務を負わないものとします。

## お客様の責任

審査の結果、当社が広告掲載を承諾した場合であっても、当社の承諾はお客様の法的・社会的責任を減免するものではありません。本サービスをお申し込みになる時点で、本サービスの利用によって生じるお客様の法的・社会的責任をお客様ご自身が負うことを承諾されたものとみなします。また、当社はお客様が本サービスを利用することにより第三者に対して損害を与えた場合においても、その一切の責任を負わないものとします。

## 本サービスのご利用について

お客様が以下の各項目に該当すると当社が判断した場合は、本サービスをご利用いただけません。また、本サービスを利用し、広告の配信開始後に各項目に該当することが判明した場合は、直ちに該当する広告アカウントの削除、本サービスの提供停止、本サービスにかかる広告規定の解除等の措置を取らせていただく場合があります。あらかじめご了承ください。

- 犯罪に使用されるおそれのある商品、サービスの提供を行っている法人、団体、個人
- 不法行為または犯罪行為を構成、または助長するおそれのある法人、団体、個人
- 他人の個人情報、登録情報、利用履歴などの違法または不正な売買、仲介、斡旋等を行っている法人、団体、個人
- 法令または公序良俗に反する行為を行っている、もしくは行うおそれのある法人、団体、個人
- 契約違反を行っている当社が判断する法人、団体、個人
- その他当社が本サービスの利用が不適当であると判断する法人、団体、個人

なお、当社はお客様に対し、審査結果およびその理由について説明する義務を負わないものとします。

## 禁止事項

以下のような内容や行為を含む広告を配信しないでください。

- 反社会的なコンテンツ、あるいは反社会的勢力に対する利益供与、その他の協力行為を行う内容
- 悪質なマーケティング、スパム行為
- 意図的に虚偽の情報を流布させる行為、またはお申込された業種の運営・維持とはなんら関係のない内容
- 当社または第三者の著作権、商標権などの知的財産権、その他法令または契約上の権利を侵害する内容
- 第三者のための広告媒体として使用する行為
- 誹謗中傷や名誉毀損をするもの、公序良俗や社会通念に反するおそれのある内容
- 第三者の個人情報、登録情報、利用履歴情報などを、不正に収集、開示、または提供する行為
- 暴力的な表現、露骨な性的表現、人種、国籍、信条、性別、社会的身分などによる差別につながる内容
- 醜悪、残虐、猟奇的で不快感を与える内容
- ポルノなどの性的コンテンツ、性行為やわいせつな行為を目的としたもの、面識のない第三者との出会いや交際を目的とする内容
- 特定の宗教、思想、信仰、信条に関する内容
- 訴求するサービス、商品が不明瞭な内容
- 投機心、射幸心を著しく煽る内容、ギャンブル性を感じる表現または内容
- 非科学的、迷信に類するものでユーザーを惑わせるもの、またはユーザーを誤認させたり、権利や利益を害する可能性がある内容
- ネットワークビジネス、ねずみ講などに関わる内容
- 広告規定または、本広告審査ポリシーに抵触する表現を含んだ内容
- 本サービスの運営を妨害し、サーバーやネットワークシステムに支障を与える行為、または本サービスの不具合を意図的に利用する行為
- 当社に対し不当な問い合わせまたは要求をする行為
- 上記のいずれかに該当する行為を援助または助長する内容や行為
- 広告主によるコンテンツが少ない、あるいは品質の低いもの、無許可で画像転載がされているもの
- 信憑性のない他社製品との比較やランキング
- 購入等に際する条件などがわかりにくい表示になっているもの
- 当社が認めた場合を除き、意図的に同一ページに同じ広告を重複して掲載する行為
- その他、当社が不適当と認める内容

# AD Review Policy | 広告審査ポリシー

## 出稿できない業種・サービス

当社ポリシーにより、全部もしくは一部に関わらず、下記に該当すると当社が判断した場合、広告放映を認めない、または運用を停止し、本サービスにかかる利用契約を解除する等の措置を取らせていただく場合がございます。

- 特定の宗教、および宗教団体
  - キャンブル関連（公営競技・宝くじ、スポーツ振興くじ・パチンコ等は除く）
  - アダルト関連
  - 出会い系サイト等（一部当社が認めた場合を除く）
  - 武器全般、毒物・劇物
  - 未承認医薬品
  - 情報商材
  - チケット不正転売
  - その他当社が不適合と判断した業種・業態、商品・サービス
- なお、上記はあくまで一例であり、記載のないケースにおいても、本サービスの利用をお断りすることがあります。あらかじめご了承ください。  
広告掲載にあたって表示規制のある業種・商品

広告掲載にあたり、次の1～5の商材を広告する際は、法令や広告表示規制に準拠する必要があるため特に注意が必要となります。

食品、健康食品等に関しては、消費者庁が定める「景品表示法」「健康食品に関する景品表示法及び健康増進法上の留意事項について」または、「健康食品の表示・広告の見方」などを参考に確認の上ご不明な場合は各機関にご確認ください。医薬品、医薬部外品、医療機器、化粧品等に関しては、厚生労働省が定める「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（医薬品医療機器等法）」および「医薬品等適正広告基準」に基づき厳しく制限されています。

効能効果の表示はそれぞれ認められた範囲内とし、条件がある場合は当社サービス内で条件を明示・記載、且つ安全性や効能効果を保証する表現がないようにしてください。

表現規制については、消費者庁、東京都福祉保健局の各資料を参考としてください。

## 1 食品・健康食品

口から摂取される物は医薬品等と食品のどちらかに該当します。このうち、「医薬品等に該当しないもの」のみが食品となります。健康食品はあくまでも食品のため病気の治療を目的としてはいけません。一般に健康食品とは「健康の保持増進に資する食品全般」が、またサプリメントは「特定成分が凝縮された錠剤やカプセル形状の製品」が、それぞれ該当すると考えられています。明確な定義がないため、一般の消費者が認識している健康食品やサプリメントは、通常の食材から、菓子や飲料、医薬品と類似した錠剤・カプセルまで極めて多岐にわたります。

## 2 化粧品・薬用化粧品（医薬部外品）

端的に記すと、化粧品とは身体を清潔で美しく、皮膚や毛髪を健やかに保つためなど人体に対する作用が緩やかなものを指します。「人の髪の毛や身体を清潔にして美化し、魅力を増し、容姿を変えて健やかに保つために使うもので、作用が緩和なもの」とされています。「化粧品」は、使い方が同じでも「医薬品医療機器等法」によって「化粧品」と「薬用化粧品」に分類され、「化粧品」は肌の保湿や、清浄など、製品全体としてその効果が期待されています。一方、「薬用化粧品」は化粧品としての期待効果に加えて、肌あれやにきびを防ぐ、美白やデオドラントなどの効果を持つ「有効成分」が配合された化粧品と医薬品の間に位置する「医薬部外品」に位置づけられています。「医薬部外品」は、厚生労働省が許可した効果・効能に有効な成分が一定の濃度で配合されており、「治療」というよりは「防止・衛生」を目的に作られています。

## 3 医療機関

医療は人の生命・身体に関わるため、不当な広告により誘引された場合の被害は他の分野に比べ著しく、患者等が広告内容を適切に理解して、適切に治療等を選択できるように、客観的で正確な情報の伝達に努めなければならないと考えます。著しく事実と異なる虚偽の情報を与えることにより、適切な受診機会を喪失したり、不適切な医療を受けるおそれがあるため、以下のような広告は掲載できません。

- 虚偽広告
- 比較優良広告
- 誇大広告
- 公序良俗に反する内容の広告

患者その他の者の主観又は伝聞に基づく、治療等の内容又は効果に関する体験談の広告 治療等の内容又は効果について、患者等を誤認させるおそれがある治療等の前又は後の写真等の広告また、品位を損ねる内容の広告等、医療広告としてふさわしくないものについても掲載できません。

## 禁止事項

広告可能事項の限定解除の具体的な要件

以下の1～4のいずれも満たしている場合は、医療広告ガイドラインを遵守しているで掲載可能となる場合があります。ただし、3及び4については自由診療について情報を提供する場合に限りです。

医療に関する適切な選択に資する情報であって患者等が自ら求めて入手する情報を表示するウェブサイトその他これに準じる広告であること

表示される情報の内容について、患者等が容易に照会ができるよう、問い合わせ先を記載することその他の方法により明示すること

自由診療に係る通常必要とされる治療等の内容、費用等に関する事項について情報を提供すること

自由診療に係る治療等に係る主なリスク、副作用等に関する事項について情報を提供すること

美容医療など自由診療の場合は公的医療保険が適用されない旨（例えば、「全額自己負担」、「保険証は使えません」、「自由診療」等）及び標準的な費用を併記する必要があります。

## 4 医薬品・医療機器

「医薬品」とは、病気の「治療」を目的とした薬のことで、厚生労働省より配合されている有効成分の効果が認められたものです。医薬品には「医療用医薬品」と「一般用医薬品」があります。

医療用医薬品は原則として、医師の診断によって処方される薬で、処方箋がなければ受けとることができません。

一方、一般用医薬品は処方箋がなくても、薬局・ドラッグストアなどで薬剤師等のアドバイスのもと自らの判断で選んで購入できます。

一般用医薬品は、副作用や薬の飲み合わせなどのリスクの程度に応じて、第1～3類に分類されます。第1～3類医薬品に該当する一般用医薬品を販売するサイト等へ誘導する場合は、医薬品医療機器等法の定めに従って、サイト内に店舗の名称、勤務中の薬剤師・登録販売者の氏名、許可証の内容、営業時間を含めた連絡先等、適切な表示を行ってください。また、医薬品の口コミ、レビューの表示、購入履歴に基づいた特定の医薬品のレコメンド等を行うことがないようにしてください。

医療機器は、構造、使用方法、効果又は性能が明確に示されるものであって、「疾病の診断、治療、予防に使用されること」又は「身体の構造、機能に影響を及ぼすこと」のどちらかの目的に該当し、政令で定めるものとなっています。

医療機器には様々な種類のものがあり、使用における安全上のリスクや目的や用途などの種別により、高度管理医療機器、管理医療機器、一般医療機器に分類されています。

医療機器の具体的な商品例

- ・コンタクトレンズ ・体温計 ・補聴器 ・血圧計 ・着圧ソックス

## 5 健康器具・美容関連器具

健康器具や運動器具と呼ばれるトレーニングマシン、フィットネス用具、美容器具などは医療機器には該当しません。医療機器として承認を得られていない健康器具、美容器具については、医療機器と誤認されるような効能効果を表示・広告することは医薬品医療機器等法違反となる恐れがあるため掲載できません。

具体的な商品例

- ・美顔器 ・光美容器 ・マッサージ機
- ・補正下着 ・筋肉運動補助器具（EMS付き健康器具等） ・マスク



下記よりお気軽にお問い合わせください  
お問い合わせ先  
matsumura@seibidou.jp（担当：松村）  
TEL 03-3248-2620



<https://seibidou.jp/>